

201X 10/15

相続の いろは

意外な仕組み①

「妻に余計な苦勞をかけたくない。こんな思いで妻に全財産を相続させる遺言を2009年に作成した当時91歳の男性。その後亡くなり、遺言通り相続が実行された。遺言がなければ相続人は34人に達し、手続きは煩雑を極めたという。この男性は子どもがいなかった

相続人はだれ

のに、なぜだろうか。遺言がない場合にだれが相続人になるかは民法で決まっており「法定相続人」という。亡くなった人に配偶者がいれば必ず相続人になる。子どもがいなければ配偶者が遺産をすべて相続すると誤解されがちだが、そうではない。

まず亡くなった人の父母が健在なら配偶者が3分の2、父母が計3分の1の割合で分ける。父母が他界していても、亡くなった人に兄弟姉妹がいれば遺産の計4分の1を

子いないと兄弟姉妹も

だれが法定相続人になる？

①	配偶者がいれば必ずなる
②	子どもがいれば必ずなる。子どもが亡くなっていれば孫やひ孫
③	②がいない場合、父母。父母が亡くなっていれば祖父母や曾祖父母
④	②③がいない場合、兄弟姉妹。兄弟姉妹が亡くなっていれば、めいやおい

(注)②③④いずれもない場合、相続人は配偶者のみ

相続する権利がある。注：相続手続きは大きな負担になりかねない。亡くなっている兄弟姉妹、おれい、めいには遺言内容にかかわらず法的に最低限相続できる「遺留分」といふ権利はない。遺言を書くと相続人は芋づる式に小さくなる。冒頭の男性はこ

のケースだった。妻にしてみれば、亡くなった夫の兄弟姉妹らと普段の交流が薄いことも少なくない。

(随時掲載)